

公 告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和8年2月13日

収支等命令者

佐賀県警察本部会計課長 山崎 栄治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

安全運転管理者等講習の実施に関する業務委託

(2) 委託業務の内容

道路交通法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規程により読み替えて適用される安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の実施に関する業務

(3) 委託業務の実施場所

佐賀県内一円（講習は、各警察署の管轄区域内9か所及びオンラインで実施）

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、関係する公務所等に照会する場合があります。

(1) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に基づき、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると佐賀県公安委員会が認める者とされているため、次に掲げる要件のいずれも満たす者であることを要します。

ア 仕様書により委託業務を遂行できる組織能力を有する法人であること。

イ 自己又は自社の役員等（役員及び支配人並びに営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者をいう。以下同じ。）が次のいずれにも該当する者ではないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

（ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（イ）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

（ウ）集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条に定める行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

（エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

（オ）アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

（カ）精神機能の障害により委託業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (5) 開札の日において佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己若しくは自社の役員等、又は委託業務に従事する職員が、次のいずれにも該当しないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 佐賀県内に事業所を置く者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、(2)の提出期間内に入札説明書に規定する書類等を下記4の(1)の部局まで郵送又は持参し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。(2)の提出期間までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができません。
- (2) 提出期間
令和8年2月13日（金）から令和8年3月3日（火）まで（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までに下記4の(1)の部局へ提出してください。ただし、郵送の場合は、令和8年3月3日（火）の午後5時まで必着とします。
- (3) 入札参加資格の確認結果は、令和8年3月10日（火）までに通知します。

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

郵便番号840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部会計課出納係

電話 0952-24-1111 FAX 0952-24-5972

(2) 入札説明書等の交付方法

ア 入札説明書

令和8年2月13日(金)から令和8年3月3日(火)まで(佐賀県の休日に関する条例第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間、(1)の部局において交付します。また、佐賀県警察本部のホームページからも入手できます。

イ 仕様書等

上記アの期間に、次の場所において交付します。

郵便番号840-8540 佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号
佐賀県警察本部交通企画課企画第一係
電話 0952-24-1111

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 前記2に定める入札参加資格及び条件を満たさないとき。

イ その他本件委託業務の着手又は遂行が困難になると認められる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日(火) 午前9時00分

イ 場所

佐賀県佐賀市松原一丁目1番16号

佐賀県警察本部本館1階 入札室

(6) 開札に関する事項

開札は、入札後直ちに(5)のイの場所において入札者又はその代理人を立ち会わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に關係のない県職員を立ち会わせて行います。

(7) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人の直接持参又は郵送による入札とします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出してください。

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、各項目の入札単価(消費税及び地方消費税を含まない金額)に、講習受講予定者数を乗じて得た額の合計額を年間予定総合計額とし、これを入札書に記載してください。また、入札書の別紙「講習料金単価一覧」にそれぞれの項目ごとの内訳を記載してください。

講習受講予定者数は仕様書のとおりとします。

入札を郵送で行う場合は、封筒に「安全運転管理者等講習の実施に関する業務委託入札書在中」と表書きし、それを別の封筒に入れ、表面に「安全運転管理者等講習の実施に関する業務委託入札書在中」と記載して、簡易書留で郵送(令和8年3月16日(月)の午後5時までに(1)の部局に必着)してください。

イ 入札保証金

(ア) 入札書の提出期限までに、見積もった年間予定総合計額に消費税相当額を加算した額の100分の5以上に相当する金額を納付してください。ただし、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）第103条第3項第1号又は第3号に該当するときは免除します。

(イ) 入札保証金の納付に代えて、規則第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

a 国債又は地方債

額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

b 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債

額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

c 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手券面金額

銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

e 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権

債券証書に記載された金額

f 銀行又は確実と認められる金融機関の保証

その保証する金額

(ウ) 入札保証金は、落札者以外については入札終了後、落札者については契約締結後に返還します。

ウ 契約保証金

(ア) 契約締結の際に、契約単価に講習受講予定者数を乗じて得た額の合計額に消費税相当額を加算した額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。ただし、規則第115条第3項第1号又は第4号に該当するときは免除します。

(イ) 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、上記イの(イ)各号に掲げる価値の担保を供することができます。

エ 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者又はその代理人にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

オ 不落の場合

入札で不落となった場合は、再度入札を行います。再入札は2回まで（最初の入札を含め3回まで）を限度とします。ただし、郵送により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合の再度入札は、後日、改めて行います。

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 一人で2以上の入札をした者
- オ 代理人で、その資格がない者
- カ 法令又は入札に関する条件に違反した者
- キ 入札保証金を納付しない者又は規定する金額に達しない者（入札保証金を免除される者を除く。）

(10) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

なお、この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。

- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(11) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

5 その他

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 契約書の作成を要します。
- (3) 再委託を禁止します。ただし、業務の一部について書面により承諾を受けた場合はこの限りではありません。
- (4) 個人情報の保護に関する法律を遵守しなければなりません。
- (5) 契約締結時に、「個人情報の管理体制等報告書」を提出していただきます。
- (6) この契約による業務を処理するため知り得た情報については、他に漏らしてはいけません。
- (7) この公告に掲げる入札は、当該業務に係る令和8年度予算が成立しない場合は中止します。